

千葉県告示第310号

千葉県桜木園設置管理条例（昭和46年千葉県条例第53号）第12条第1項の規定により指定した千葉県桜木園の指定管理者の名称が変更されたので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 変更前の指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団

理事長 竹川 幸夫

2 変更後の指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

会長 竹川 幸夫